

山梨県教員育成協議会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(設置) 第1条 (略)</p>	<p>(設置) 第1条 (略)</p>
<p>(所掌事項) 第2条 (略)</p>	<p>(所掌事項) 第2条 (略)</p>
<p>(構成員) 第3条 (略)</p>	<p>(構成員) 第3条 (略)</p>
<p>(任期) 第4条 委員の任期は、委嘱・<u>任命の日から</u> <u>委嘱・任命の日の属する年度の年度末まで</u> <u>とする。ただし、再任を妨げない。なお、</u> <u>委員が年度途中で欠けた場合等に補欠の委</u> <u>員を置く場合において、その任期は前任者</u> <u>の残任期間</u>とする。</p>	<p>(任期) 第4条 委員の任期は、委嘱<u>の日から令和2年</u> <u>3月31日まで</u>とする。</p>
<p>(会長) 第5条 (略)</p>	<p>(会長) 第5条 (略)</p>
<p>(会議) 第6条 (略)</p>	<p>(会議) 第6条 (略)</p>
<p>(その他) 第7条 (略)</p>	<p>(その他) 第7条 (略)</p>
<p>附 則 この要綱は、平成29年5月15日から施 行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和2年6月10日から施行</u> <u>する。</u></p>	<p>附 則 この要綱は、平成29年5月15日から施 行する。 _____ _____ _____</p>

山梨県教員育成協議会設置要綱

(設置)

第1条 教員の主体的な学びを支える様々な取組を進めるための基盤として、山梨県教育委員会と大学等が教員育成ビジョンを共有し、養成や研修等の内容を検討・調整するため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の5第1項の規定に基づき「山梨県教員育成協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）の策定及び変更に関すること
- (2) 指標に基づく校長及び教員の資質能力の向上に関すること
- (3) その他校長及び教員の養成、採用及び研修に関して必要な事項に関すること

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる者で構成し、山梨県教育委員会教育長が委嘱・任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱・任命の日から委嘱・任命の日の属する年度の年度末までとする。ただし、再任を妨げない。なお、委員が年度途中で欠けた場合等に補欠の委員を置く場合において、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は山梨県教育委員会教育次長をもって充てる。

2 会長は会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会は、山梨県教育委員会教育次長（以下「教育次長」という。）が必要に応じて招集し、教育次長がその議長となる。

2 前項のほか、構成員（教育次長を除く。）は、必要に応じて、教育次長に対し、協議会の招集を求めることができる。

3 教育次長は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

別表

	氏名	所属	役職	摘要
県教育委員会	小林 厚	県教育委員会	教育次長	会長
大学	中村 和彦	山梨大学教育学部	学部長	
	池田 充裕	山梨県立大学	教授	
	廣田 健	都留文科大学	教授	
市町村教育委員会	小澤 建二	山梨県市町村教育委員会連合会	会長	
校長会	内藤 伊久磨	山梨県公立小中学校校長会	会長	
	小川 弘一	山梨県高等学校長協会	会長	
	下倉 史彦	山梨県特別支援学校校長会	会長	

山梨県教員育成協議会運営幹事会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(設置) 第1条 (略)</p>	<p>(設置) 第1条 (略)</p>
<p>(所掌事項) 第2条 (略)</p>	<p>(所掌事項) 第2条 (略)</p>
<p>(構成員) 第3条 (略)</p>	<p>(構成員) 第3条 (略)</p>
<p>(任期) 第4条 任期は、<u>年度初めから年度末までとする。なお、委員が年度途中で欠けた場合等に補欠の委員を置く場合において、その任期は前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(任期) 第4条 任期は、<u>令和2年3月31日までとする。</u></p>
<p>(会議) 第5条</p>	<p>(会議) 第5条 (略)</p>
<p>(部会) 第6条</p>	<p>(部会) 第6条 (略)</p>
<p>(その他) 第7条</p>	<p>(その他) 第7条 (略)</p>
<p>附 則 この要綱は、平成29年5月15日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和2年6月10日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この要綱は、平成29年5月15日から施行する。 _____ _____ _____</p>

教員育成協議会運営幹事会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県教員育成協議会における協議事項の調整、教育公務員特例法第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）の策定及び変更に関する原案作成など、山梨県教員育成協議会の円滑な運営に資するため、県教育委員会事務局に山梨県教員育成協議会運営幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山梨県教員育成協議会における協議事項の調整に関すること
- (2) 指標の策定及び変更に係る原案の作成に関すること
- (3) その他山梨県教員育成協議会の運営に関すること

(構成員)

第3条 幹事会は、別表に掲げる者で構成する。

(任期)

第4条 任期は、年度初めから年度末までとする。なお、委員が年度途中で欠けた場合等に補欠の委員を置く場合において、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 幹事会は、教育監が必要に応じて招集する。

- 2 緊急やむを得ない事情のある場合は、教育監の認めるところにより、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。議題の内容から判断して、会議を招集して判断する必要がないと教育監が認める場合も同様とする。

(部会)

第6条 幹事会は、第2条の所掌事項の調査及び検討をさせるため、部会を設置することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、教育監が定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

別表 幹事会構成員（第3条関係）

所 属	職 名	氏 名	備考
教育委員会事務局	教育監	嶋 崎 修	
教育委員会事務局	教育監	井 上 耕 史	
教育委員会事務局	理事	降 籬 友 宏	
教育委員会事務局	次長（総務課長事務取扱）	小田切 三 男	
教育委員会事務局	働き方改革推進監	小 俣 義 一	
義務教育課	課長	中 込 司	
高校教育課	課長	荻 野 智 夫	
高校改革・特別支援教育課	課長	百 瀬 友 輝	
保健体育課	課長	上 田 直 人	
総合教育センター	所長	廣 瀬 浩 次	

事務担当：総合教育センター研修指導担当、教育庁総務課総務企画担当

（参考）教員育成指標検討部会 構成員

検討部会	所 属・職 名	氏 名	備考
採用・人事部会	義務教育課・人事管理監	秋山 克也	部会長
	高校教育課・人事管理監	安達 徹	
	義務教育課・課長補佐	三澤 明生	
	高校教育課・主幹指導主事	村田 繁	
養成部会	高校教育課・指導監	高見澤圭一	部会長
	義務教育課・指導監	齊藤 功	
	高改/特支課・課長補佐	荒川 昌浩	
	保健体育課・課長補佐	山田 芳樹	
	総合教育センター・研修指導課長	西室 直哉	
育成部会	総合教育センター・学校教育支援部長	河住 悦久	部会長
	総合教育センター・研修指導課長	西室 直哉	
	総合教育センター・副主幹指導主事	小宮山 隆	
	義務教育課・課長補佐	三澤 明生	
	高校教育課・主幹指導主事	村田 繁	